

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 特許業務法人暁合同特許事務所 様 あて名 〒460-0008 日本国愛知県名古屋市中区栄二丁目1番1号 日土地名古屋ビル5階		PCT 国際調査機関の見解書 （法施行規則第40条の2） [PCT規則43の2.1]	
		発送日 (日.月.年) 26.06.2018	
出願人又は代理人 の書類記号 G280045SB0W		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/J P 2018/019284	国際出願日 (日.月.年) 18.05.2018	優先日 (日.月.年) 26.05.2017	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. H01L21/306(2006.01) i, B08B3/02(2006.01) i, C03C15/00(2006.01) i, H01L21/677(2006.01) i			
出願人 (氏名又は名称) シャープ株式会社			

1. この見解書は次の内容を含む。 <input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎 <input type="checkbox"/> 第II欄 優先権 <input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成 <input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如 <input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明 <input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献 <input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥 <input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見 2. 今後の手続 国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。 この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。 さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。

見解書を作成した日 14.06.2018			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/J P) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	特許庁審査官 (権限のある職員) 鈴木 聡一郎 電話番号 03-3581-1101 内線 3559	50	3864

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
 - 出願時の言語による国際出願
 - 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
2. この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。
3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。
 - a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式
 - 紙形式又はイメージファイル形式
 - b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
 - c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式(PCT規則13の3.1(a))
 - 紙形式又はイメージファイル形式(PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)
4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。
5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	1-6	有
	請求項		無
進歩性 (I S)	請求項		有
	請求項	1-6	無
産業上の利用可能性 (I A)	請求項	1-6	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

- 文献1 : JP 2016-72414 A (株式会社SCREENホールディングス) 2016. 05. 09, 段落[0072]-[0087], 図9 (ファミリーなし)
- 文献2 : JP 2012-124309 A (東京エレクトロン株式会社) 2012. 06. 28, 段落[0040] & CN 102540770 A & KR 10-2012-0064039 A & TW 201243906 A
- 文献3 : JP 2000-29070 A (松下電器産業株式会社) 2000. 01. 28, 段落[0022]-[0023] (ファミリーなし)
- 文献4 : JP 2011-198892 A (大日本スクリーン製造株式会社) 2011. 10. 06, 段落[0064] & CN 102194657 A & KR 10-2011-0105327 A & TW 201135819 A
- 文献5 : JP 2007-21406 A (大日本スクリーン製造株式会社) 2007. 02. 01, 段落[0079] (ファミリーなし)
- 文献6 : JP 2006-278606 A (大日本スクリーン製造株式会社) 2006. 10. 12, 段落[0040] (ファミリーなし)
- 文献7 : JP 2015-67512 A (Avanstrate株式会社) 2015. 04. 13, 段落[0032] (ファミリーなし)

[請求項1]

請求項1に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1及び2より進歩性を有しない。

文献1には、以下の発明が記載されているといえる。

「置換水洗室33と、

第1-3循環水洗室34-36及び直水洗室37と、
を備える基板処理システムにおいて、

前記置換水洗室33を基板Sが通過するとき用いられる速度V31及びV32が、前記第1-3循環水洗室34-36及び直水洗室37を前記基板Sが通過するとき用いられる速度V33よりも速い、
という基板処理装置。」

ここで、文献1の「置換水洗室33」は、本願の「置換槽」に相当し、文献1の「第1-3循環水洗室34-36及び直水洗室37」は、本願の「洗浄槽」に相当する。

(補充欄に続きが記載されている。)

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

ここで、文献1に、置換槽における基板の搬送が、該置換槽よりも上流の処理槽における基板の搬送よりも速いことが記載されていないという点で、文献1に記載された発明は本願の請求項1に係る発明と相違するといえる。

これに対し、文献2には、処理液により処理を行う際の基板の搬送速度を、その後の基板の搬送速度よりも遅くすることが記載されている。

そして、文献1においても、置換水洗室33よりも前に処理液による処理が行われるものであることからすれば、文献1に文献2を適用して、置換水洗室33における基板の搬送を、それよりも上流における処理液による処理を行う際の基板の搬送速度よりも速くするようにして、本願の請求項1に係る発明を導き出そうとすることは、当業者が容易に想到し得たことであるといえる。

以上のおりであるから、本願の請求項1に係る発明は、文献1及び2より進歩性を有しない。

[請求項2]

請求項2に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1-4より進歩性を有しない。処理液を置換する際に高圧のスプレーを行うようにすることは、例えば、文献3や文献4に記載されているように周知である。

[請求項3]

請求項3に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1-6より進歩性を有しない。処理液の置換を行う際に、二流体を用いることは、例えば、文献5や文献6に記載されているように周知である。

[請求項4]

請求項4に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1-6より進歩性を有しない。単に、複数の液吐出部を間隔をあけて並べるようにすることは、単なる設計事項にすぎない。

[請求項5]

請求項5に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1-7より進歩性を有しない。洗浄を行う際に、裏面にも液を吐出するようにすることは、例えば文献7にも記載されているように周知である。

[請求項6]

請求項6に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1-7より進歩性を有しない。槽の大きさを適宜調整することは、単なる設計事項にすぎない。